

共通入札説明書

この入札説明書は、山梨県出納局管理課が発注する物品の購入、印刷の製造について、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が、法令及び入札公告等に定めるもののほか、熟知し、かつ守らなければならない事項について説明したものである。

1 一般競争入札に付する事項

入札公告等に示すとおりとする。

2 事務を担当する所属（各書類の提出先、問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県出納局管理課 調度担当

電話 055-223-1395

FAX 055-223-1324

メール sui-kanri@pref.yamanashi.lg.jp

なお、各書類の提出及び問い合わせは、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 一般競争入札の参加資格

入札公告等に示すとおりとする。

4 一般競争参加資格の確認

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は入札公告において指定した方法により指定した書類を2に掲げる場所へ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出書類に関し説明や補正を求められた場合は応じなければならない。

(2) 入札参加資格確認通知書により前項の確認結果を通知する。

5 入札執行及び開札等

(1) 一般競争入札にかかる一般事項

① 入札参加者は代理人を定めその者に入札をさせることができる。この場合、入札当日までに委任状を提出すること。ただし、入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることができない。

② 入札参加者及びその代理人は入札公告、本説明書、該当する共通契約書（案）等を熟覧、承諾の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

③ 入札参加者又はその代理人が、指示された時間に遅刻した場合（郵送による入札書が提出期限までに到達しない場合）は、原則、入札の参加を認めない。

④ 入札参加者又はその代理人は、入札後に入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

⑤ 入札参加者又はその代理人は、入札時に入札参加資格確認通知書又はその写しを持参すること。ただし、郵送により入札書を提出する場合は、入札参加資格確認通知書の写しを同封すること。

(2) 入札書の提出方法

- ①入札参加者本人又は代理人は、入札公告等に示した入札日時・場所において直接入札箱に投入する。ただし、郵送による場合は、二重封筒によるものとし、中封筒に入札書1枚を入れて封印のうえ、入札案件名、入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者氏名）を朱書きで表記し、表封筒には入札参加資格確認通知書の写しを入れて、入札案件名を表記の上、2に掲げる所属へ書留郵便により提出すること。
- ②電話、電報、ファクシミリ、電子メールによる入札は認めないものとする。

(3) 入札書の記載方法

入札参加者又はその代理人が、次に掲げる事項を記載した入札書を、入札公告に示した日時及び場所に提出すること。

①入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、入札は単価によるべき事を指示されたとき以外は、総額により行う。

②案件番号

③案件名

④入札年月日

⑤入札参加者本人の住所、氏名及び印影（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印影）

※山梨県へ届出している印影と同一のものとする。

⑥代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び印影

※委任状の使用印影と同一のものとする。

- (4) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち合いがない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

6 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

7 入札の取り止め等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ② 入札に関して不正の行為があつたとき。
- ③ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき
- ④ 当該入札の公告及び入札説明書等に掲げる入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定する。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせ落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札決定後、落札者に不正行為があつたことが判明したときは、落札を取り消し、その理由を本人に通知する。

10 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、1回を限度として、直ちに再度の入札をする。開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、入札書の提出が郵送のみであった場合は、別に定める日時において再度入札を行う。
また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）に係る再度入札は、入札参加者又はその代理人がすべて立ち会っている場合は直ちに、それ以外の場合は別に定める日時において行う。
- (2) 再度の入札を執行しても落札者がいない場合は、最低の価格をもって入札をした者と協議した上で見積書を徴し、その見積額が予定価格の制限の範囲内であればその者と随意契約できる。
- (3) 8の③以外の者は、再度入札に参加することができない。

11 違約金

落札者が契約を結ばないとき又は落札者に不正な行為があつて、落札を取り消したときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

12 入札保証金

免除する。

13 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

14 契約の締結

- (1) 落札の日から7日以内に締結する。ただし、当該契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山梨県条例第13号）の規定により、山梨県議会の議決が必要な契約である場合は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決

を得たときに契約が成立するものとする。

- (2) 落札者が落札決定から契約締結までの間に入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を締結しない。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (3) (1)ただし書きの場合において、落札者が議決後の本契約成立までの間に入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。